

ユニバーサルサービス政策委員会（第9回）議事概要

1. 日時 平成22年9月17日（金）14時00分～16時05分
2. 場所 総務省 第1会議室（10階）
3. 出席者
委員 黒川主査、酒井主査代理、東海委員、関口委員、藤原委員、菅谷委員、三友委員、長田委員
事務局 原口電気通信事業部長、古市事業政策課長、二宮料金サービス課長、吉田料金サービス課企画官、鈴木料金サービス課課長補佐、園田料金サービス課課長補佐、安東料金サービス課課長補佐、山野料金サービス課課長補佐
4. 議題
ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方について
5. 模様
事務局より資料について説明後、議論。

【「移行期」についての考え方】

- 黒川： ユニバーサルサービスにおける「移行期」とは「あまねく電話が利用される状態」から「あまねくブロードバンドが利用される状態」への移行の期間とされているが、これでよいか。
- 三友： 「あまねくブロードバンド」といったときに技術中立性を担保しているのか。光の議論を引っ張りすぎると技術の中立性がなくなってしまう。
- 黒川： 一般論として、今ある技術を上手に使うことの重要性は認識されているのではないか。
- 酒井： ブロードバンド普及の足枷とならないように、メタルを撤去しやすくするルールは必要。ブロードバンドサービスが絶対に光なのか無線も含むのかという点については、技術が今後どのように発達するのも分からないのだから、今議論する必要はないように思う。ただ、ブロードバンドを普及させること自体についてはそれほど合意が取れていないわけではない。
- 黒川： 来年、ユニバ見直しの本格的な議論を行うものとの理解でいいか。
- 事務局： 光の道の大綱において、ユニバーサルサービス関係の記述があるが、FTTHを想定しており、一部のケーブルや無線ブロードバンド通信についても代替的役割を期待するというので、事務方としてはその考え方がベースと考えている。5月の光の道の基本的方向性の中でも国民的議論によりユニバーサルサービスを検討するとしており、タイムスケジュールは分からないが、いずれ検討する課題と認識している。
- 菅谷： 「あまねくブロードバンド」を考えると、次の時代のユニバーサルサービスがユニバーサルアクセスになるとの考えには違和感はないが、あくまで今あるNTTのネットワークを対象に移行期の話が出ているのだから、それと将来のネットワークの在り方とは直接リンク

しないように思う。

長田： そのような整理をした場合に、将来の議論に影響はあるのか。NTT東西のFTTH以外の選択肢がなくなったりはしないのか。移行期の議論が将来の議論にどのような影響を与えるのかよく分からない。

関口： 資料中のカッコ書き『インフラとして「メタル」から「光」への移行期間』の書きぶりがよくない。インフラの主役を担うのは光であるが、脇役として他の技術も含まれている。

事務局： 光の道の大綱でもFTTHは代表として書かれている。ちゃんと書けばよかったが、注釈にしてしまった。書き方は整理する。

長田： 二重投資を抑制するというのはよく分かるが、行く先が不明確で、メタルがない世界がよく分からない。また、そこへの行程が非常に大切に思う。

黒川： 移行期間には、移行期間的重みがある。

長田： 移行期の議論がどのように将来を縛るか、専門家の先生方に検討願いたい。

黒川： 問題が起これば、それを取り込めるよう弾力的な仕組みを作ればよい。

酒井： 今回はブロードバンドアクセスをユニバーサルサービスとすることを前提には置かない。音声伝送サービスを基本として、当該サービスの利用者が不利にならないよう、踏み外さないようにしているので問題は少ないと思う。

【光IP電話に対するユニバーサルサービスの基本三要件からの検討(Availability・Essentiality)】

黒川： 「加入電話又は加入電話に相当する光IP電話」という条件であれば、Availabilityについては、特段の問題はないということによいか。

酒井： OAB-J電話だと加入電話と同等以上の品質があり、想定される問題は停電時やルータの故障などがあるが、それほどの問題ではないと考える。

菅谷： FAXも停電時には使えないのでは。

酒井： 電話としては使える。

菅谷： 単体電話で近くにコンセントがない場合は。

長田： それはすごくある。移行期の先のところですごく問題になる。

黒川： 光IP電話では電源確保が問題。

酒井： 光 I P 電話には、通話料が安いといったメリットもあるし、将来のブロードバンド普及のためにはそれぐらい良いんじゃないかとも思う。

長田： 光 I P 電話をユニバの対象にすること自体はよいと思うが、今の課題はこれとは別の課題として、将来、光 I P 電話しか選べなくなったときに大きな問題となる。

酒井： どこかの地域で光化をしようとしたとき、1軒でも嫌だと言えば、メタルが必要になるというのでは、大きな障害になる。

長田： 新興住宅地といった新しい地域ではなく、古い地域において、加入電話がなくなるだいぶ先に大きな問題になる。

藤原： コンセントを動かすのはそれほど問題ではないのではないかな。

黒川： 停電以外にも課題はあるか。

事務局： ポケベル(020)等利用できない番号がある。

三友： Essentiality を考えると、ポケベル(020)等利用できない番号はユニバーサルサービスではない。

黒川： Essentiality の定義は。

事務局： 国民生活に不可欠なサービス。

三友： ここでは音声で通話ができると考えればよい。

事務局： 緊急通報ができれば、最低限、Essentiality は確保できていると考える。

藤原： Essentiality という観点からは、公衆電話並みのサービス提供が必要。でなければ、公衆電話が三要件を満たせない。

長田： 停電時には使えないということを事前にちゃんと周知しておくことが必要。

黒川： 地震で使えない場合等は不可抗力ということになるのだから、制度の問題ではない。

酒井： 仮に停電したとしても、バッテリーが駆動すると思うので、一定時間は大丈夫。

菅谷： 公衆電話についての議論はないのか。

事務局： P7において、メタルから光への移行に伴う公衆電話の扱いについて、触れている。

【光 I P 電話に対するユニバーサルサービスの基本三要件からの検討(Affordability)】

酒井： ブロードバンドとセットで提供される光 I P 電話が高い料金で許容されるかどうかは、次のブロードバンドアクセスの話であり、今回の検討では対象外とすべきではないか。

三友： あくまでも、今回の議論は既存のユニバーサルサービスの枠組みに光 I P 電話を追加することだから、その枠組みを変えてはいけないということ。

菅谷： 住田町の例が書いてあるが、住田町の加入電話は現在 1,700 円か。

事務局： 住田町は 1,450 円。

菅谷： 1,450 円を 1,800 円とすることが許容されるかという議論。
NTT から光 I P 電話単独でどのくらいの料金で実現できるか具体的な水準は出ておらず、アフォーダブルについては、なんとも言えない。

酒井： 現状より高いと許容されないのではないか。

東海： 料金も多様化するこの時代に基本料だけを比べても仕方ない。何をもって低廉性を計るか考え方も視野に入れて検討すべきである。基準となる数値を提示するのではなく、考え方を提示するというではないか。

菅谷： これまでの料金体系における水準より高くても、全体から見るとそうでもないと説明できるかどうか。

長田： 色々な使い方をする人がいる中で、説得力をもって説明できるかどうか重要。

三友： 3分10円の料金体系だけではないので、単純に基本料だけでは議論できないのではないか。

藤原： ユニバーサルサービスにおいては、あくまで基本料の水準について議論すべき。ほとんど電話を掛けない人が万が一の状況で使うものであることから、それらの人達が納得できるものとするべきである。ただ、全く同額以下でなくてはいけないとは思わないし、±何%という幅を持たせてもいいのではないかと思う。

関口： 級局以外にも、ユーザ料金については、東西別・均一のどちらが望ましいかといった議論もあり、客観的基準を設けることはなかなか難しい。

事務局： これまでも客観的な基準を議論したことはなく、現状の加入電話の料金であればアフォーダブルと位置づけている。

菅谷： 広く普及している加入電話を後付けでアフオーダブルとしたもの。

関口： NTTはIRU方式での光IP電話でしか低廉性を実現できず、基本的には、電話単体の値付けは出来ないと言っている。原価を特定した上で電話だけのメニューで低廉性を実現しないとユニバーサルサービスの対象に加えることは時期尚早ではないか。国の補助を前提としていないKDDIやSTnetのマンション向けメニューをたたき台として考えるのだろうか。

菅谷： 『低廉性の確保のための担保措置』とはどのようなことか。

関口： プライスキャップ制とかのことを言っているのであろう。しかしながら、エリア毎に料金に上限を決めるのは現実的ではない。

三友： 無理に担保措置を設けると市場がゆがむ。

【NTT法等に基づくNTT東西の業務】

藤原： 私はNTT法第3条の電話の役務に光IP電話を含むことは解釈可能であると思う。むしろ『光IP電話を提供できる地域において、NTT東西が次の対応を行うこととしてよいか。』の方が問題で、ここをクリアできないと解釈を広げる意味がない。当該地域のユニバーサルサービスを加入電話とするか光IP電話とするかを事業者が判断するにあたって、どちらにしてもよいのか、基本光IP電話ということなのか。

黒川： 後者ではないか。

藤原： 優先順位が決まっているならば、光IP電話を優先し、加入電話を次とする制度設計が可能か。光に変えたけどやっぱり加入電話にしたいと言う人を断れるのか。そうするのであれば、法令上の手当が必要。現行法令で解釈するのは少し厳しいかもしれない。

黒川： 当然光IP電話が優先されると考えていたのでこの議論はないと思っていた。

事務局： NTTは、IRU地域において、新規に加入する場合には、光IP電話を提供するが、既存の加入電話ユーザを強制的に移行するのは難しいと言っている。

長田： 強制することでユーザに負担させることのないようにするべき。

事務局： あくまでも、新しい方に対してのみ光IP電話とすることと言っている。

長田： それはどこに書いてあるのか。前提条件があるのであれば明確に記載して欲しい。

事務局： もう少し丁寧に書くようにする。

関口： NTTは、現時点ではIRUによる光IP電話のみがユニバーサルサービスの対象となる
と言っており、IRUに限定して検討することが現実的で、例えばIRU期間終了後の扱
い等を考えていくべきではないか。

黒川： 少しでも巻き取りのインセンティブが働くようにするべき。少し強制力が持たせられるよ
うにしないと延々と移行期のままとってしまう。

黒川： 時間も来たので、事務方で今日の議論を整理してもらい、次回は今日の残りと整理した項
目を議論するというので本日は閉会とする。

事務局： 次回は9月30日（木）16：00から。

（以上）